

小川町立地適正化計画に係る 届出制度の手引き

令和2年4月
小川町都市政策課

小川町では、令和2年4月に小川町立地適正化計画を策定・公表します。

これに伴い、都市機能誘導区域または居住誘導区域の外で特定の開発・建築等の行為をする場合や、都市機能誘導区域内で誘導施設を休止・廃止する場合は、都市再生特別措置法に基づき、事前に町へ届出を行う必要があります。

本手引きでは立地適正化計画に係る届出の流れ、記載例等をお示ししています。これを参考に必要書類を作成のうえ、町へ提出してください。

小川町都市政策課

目次

1.	立地適正化計画の概要	1
1-1.	立地適正化計画とは	1
1-2.	計画で定める事項	1
1-3.	届出制度の概要	2
2.	誘導施設に係る届出	4
2-1.	届出対象の行為	4
2-2.	都市機能誘導区域の範囲	5
2-3.	届出対象となる誘導施設	8
2-4.	届出の要・不要の確認	9
2-5.	届出に必要な書類	10
2-6.	届出の時期・提出先	10
3.	誘導施設の休止・廃止に係る届出	11
3-1.	届出対象の行為	11
3-2.	都市機能誘導区域の範囲	11
3-3.	届出対象となる誘導施設	11
3-4.	届出に必要な書類	11
3-5.	届出の時期・提出先	11
4.	住宅に係る届出	12
4-1.	届出対象の行為	12
4-2.	居住誘導区域の範囲	13
4-3.	届出の要・不要の確認	16
4-4.	届出に必要な書類	17
4-5.	届出の時期・提出先	17
5.	様式 記載例	18

1. 立地適正化計画の概要

1-1. 立地適正化計画とは

立地適正化計画は、2014（平成26）年8月の都市再生特別措置法改正により創設された「立地適正化計画制度」に基づく計画です。

立地適正化計画は、都市全体の構造を見直し、医療、福祉、商業などの生活サービス施設や住居がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれらの生活サービス施設にアクセスできるなど、日常生活に必要なサービスが住まいなどの身近に存在する『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』のまちづくりを推進するものです。

1-2. 計画で定める事項

立地適正化計画では、人口や土地利用等の現状及び将来見通しを勘案し、市街化区域内において「都市機能誘導区域」、「都市機能増進施設（以下、誘導施設）」及び「居住誘導区域」を定めます。

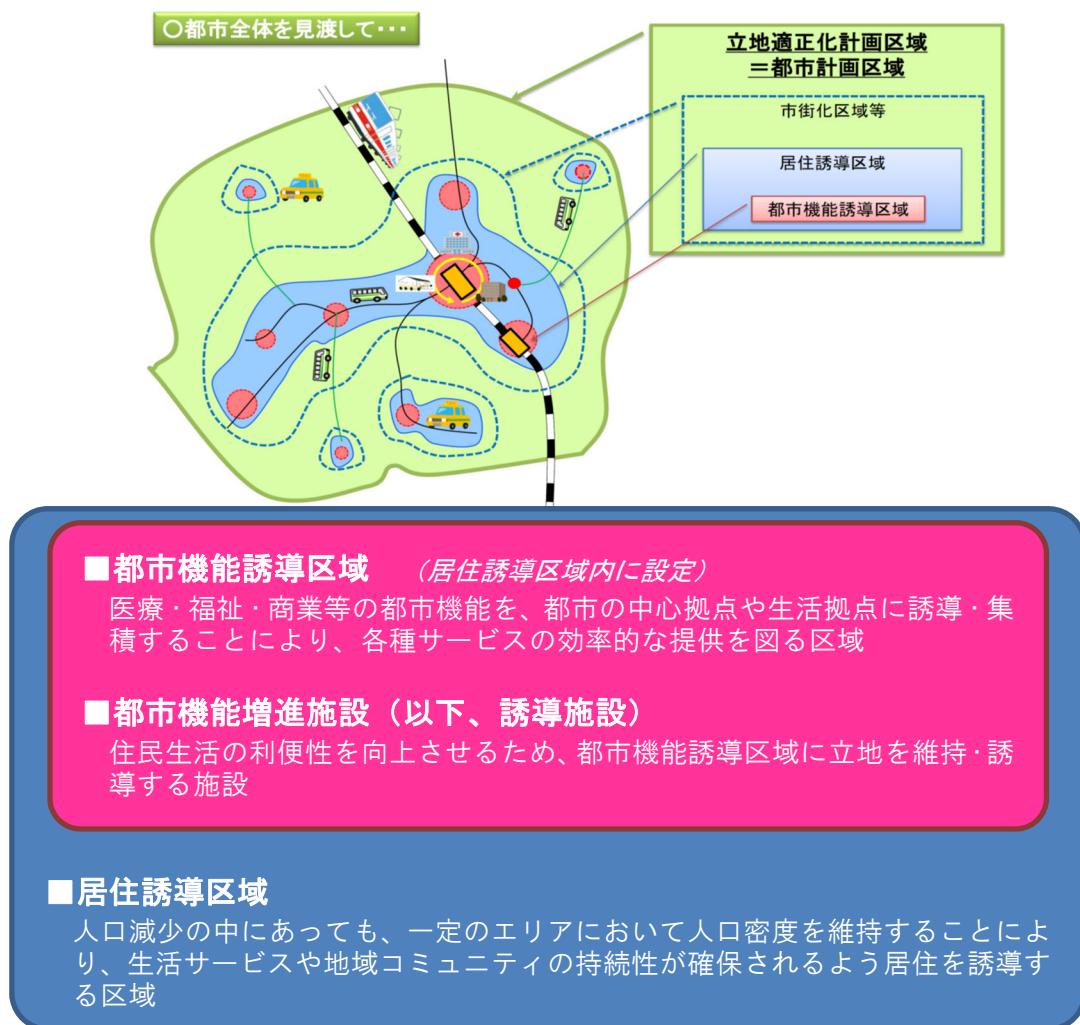


図 立地適正化計画で定める事項

【資料】国土交通省資料を基に作成

1-3. 届出制度の概要

立地適正化計画の策定・公表により、都市機能誘導区域の外又は居住誘導区域の外で、諸条件に該当する開発行為等を行おうとする場合、都市機能誘導区域内で誘導施設を休止・廃止する場合は、都市再生特別措置法（第88条第1項、第108条第1項、第108条の2第1項）に基づき、事前に町へ届出を行う必要があります。

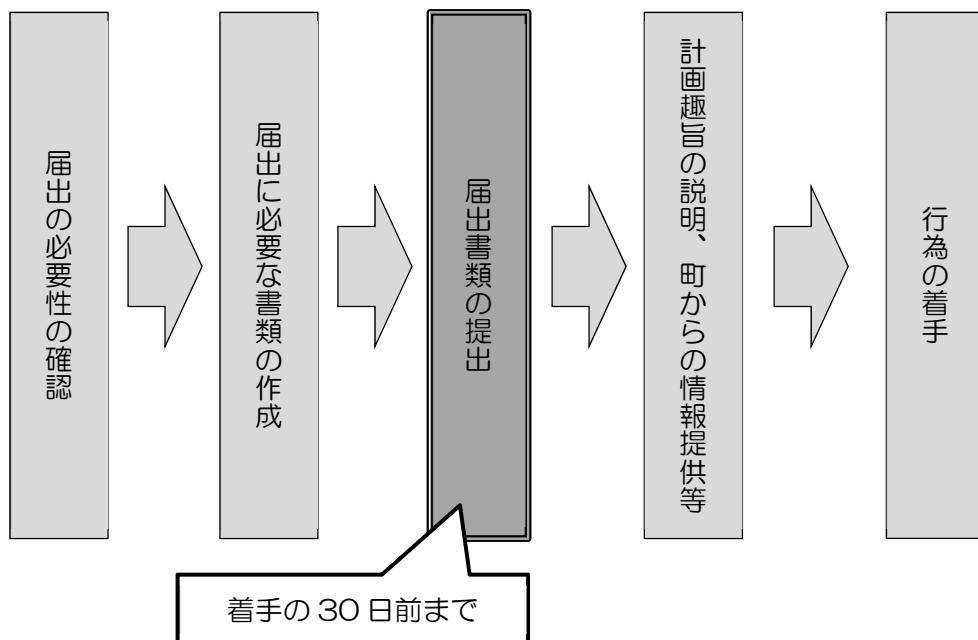
（1）届出の時期・提出先

届出の対象となる開発・建築等の行為に着手する30日前までに、町へ必要書類を提出してください。

都市機能誘導区域内における誘導施設の休止・廃止の際は、休止・廃止する30日前までに提出してください。

提出先：小川町 都市政策課（住所：小川町大字大塚55）

（2）届出の流れ



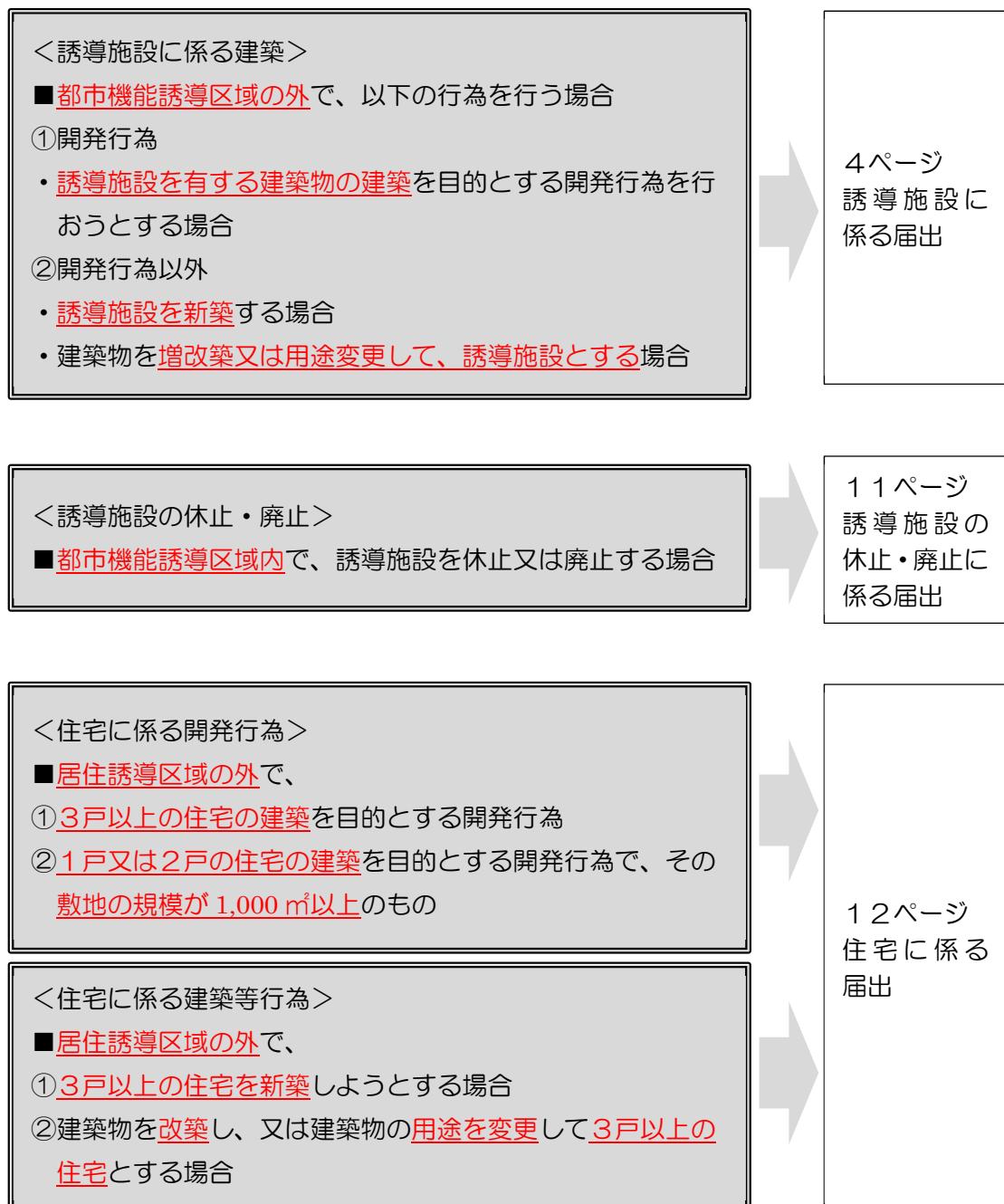
※届出を行わずに開発行為等を行った場合や、虚偽の届出を行って開発・建築等の行為をした場合は、都市再生特別措置法（第130条）に基づき、30万円以下の罰金に処せられます。

※届出の提出後、開発・建設等の行為に変更があった場合は変更の届出が必要です。

※届出に係る行為が立地の誘導を図る上で支障があると認めるときは、都市再生特別措置法（第88条第3項、第108条第3項）に基づき、届出者に対して町が勧告等を行う場合があります。

(3) 届出対象の行為

以下のいずれかに該当する場合は、都市再生特別措置法に基づく届出の対象となります。
(詳細は各ページにてご確認ください。)



2. 誘導施設に係る届出

2-1. 届出対象の行為

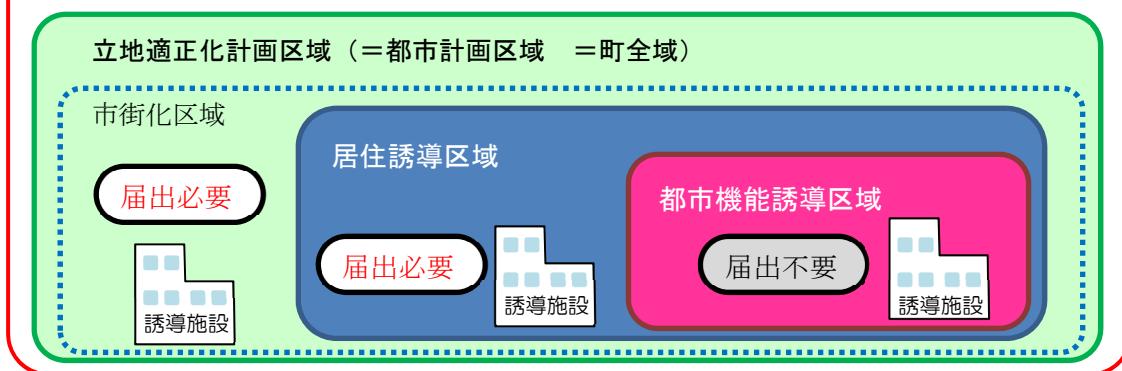
都市機能誘導区域外で、都市再生特別措置法第108条で定められている以下の行為を行おうとする場合は、町への届出が必要となります。

■開発行為

○誘導施設を有する建築物の建築を目的とする開発行為を行おうとする場合

■開発行為以外

- ①誘導施設を新築する場合
- ②建築物を増改築又は用途変更して、誘導施設とする場合



※開発行為：主として建築物の建築又は特定工作物の建設の要に供する目的での土地の区画形質の変更

2-2. 都市機能誘導区域の範囲

小川町駅周辺、みどりが丘団地内、東小川団地内の3か所で設定しています。

都市機能誘導区域に敷地の過半又は全部が含まれる場合には、「都市機能誘導区域に含まれる」と判定します。

都市機能誘導区域の境界の詳細確認や、敷地が境界をまたぐ場合の届出の要・不要の確認は、都市政策課にお問い合わせください。

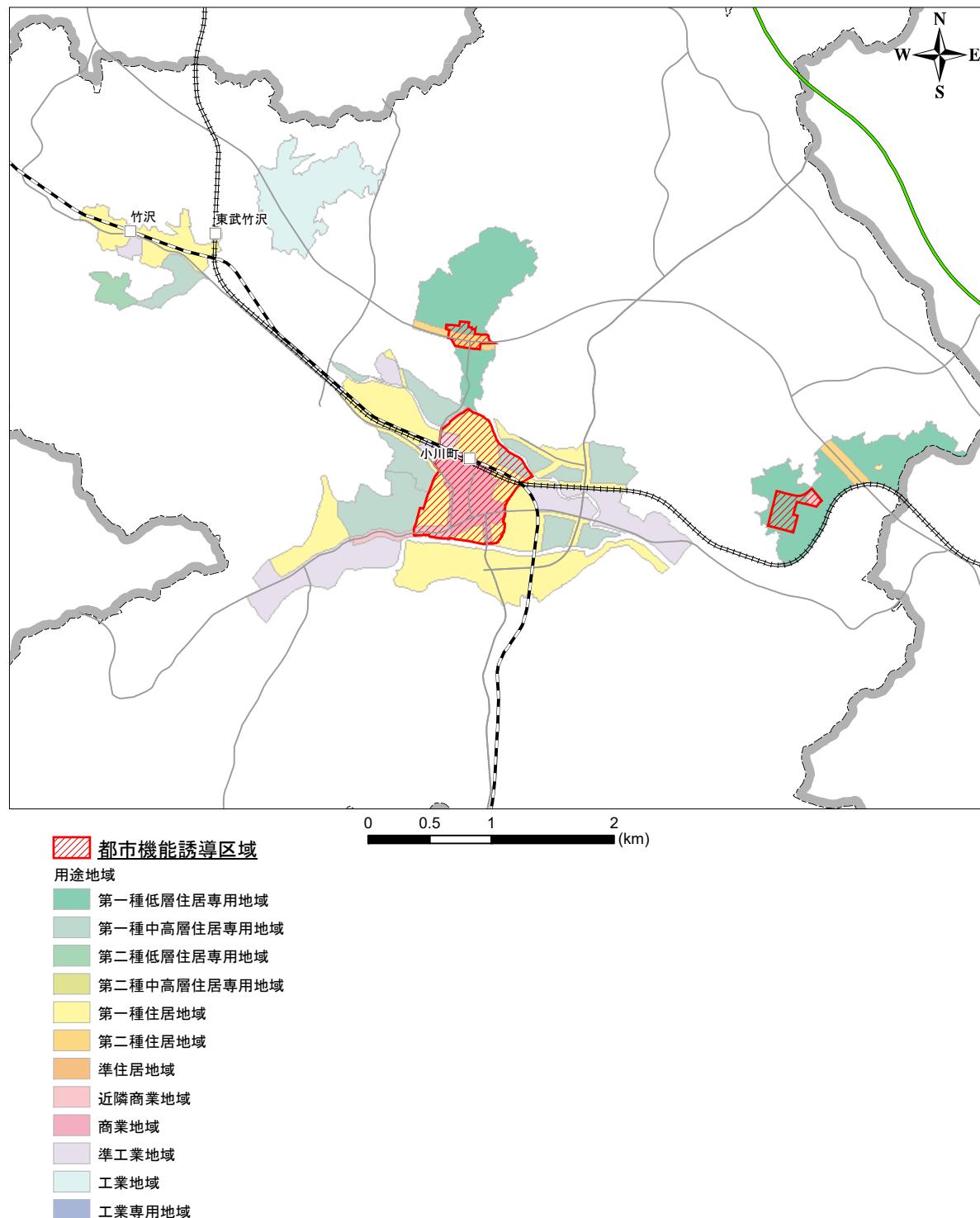
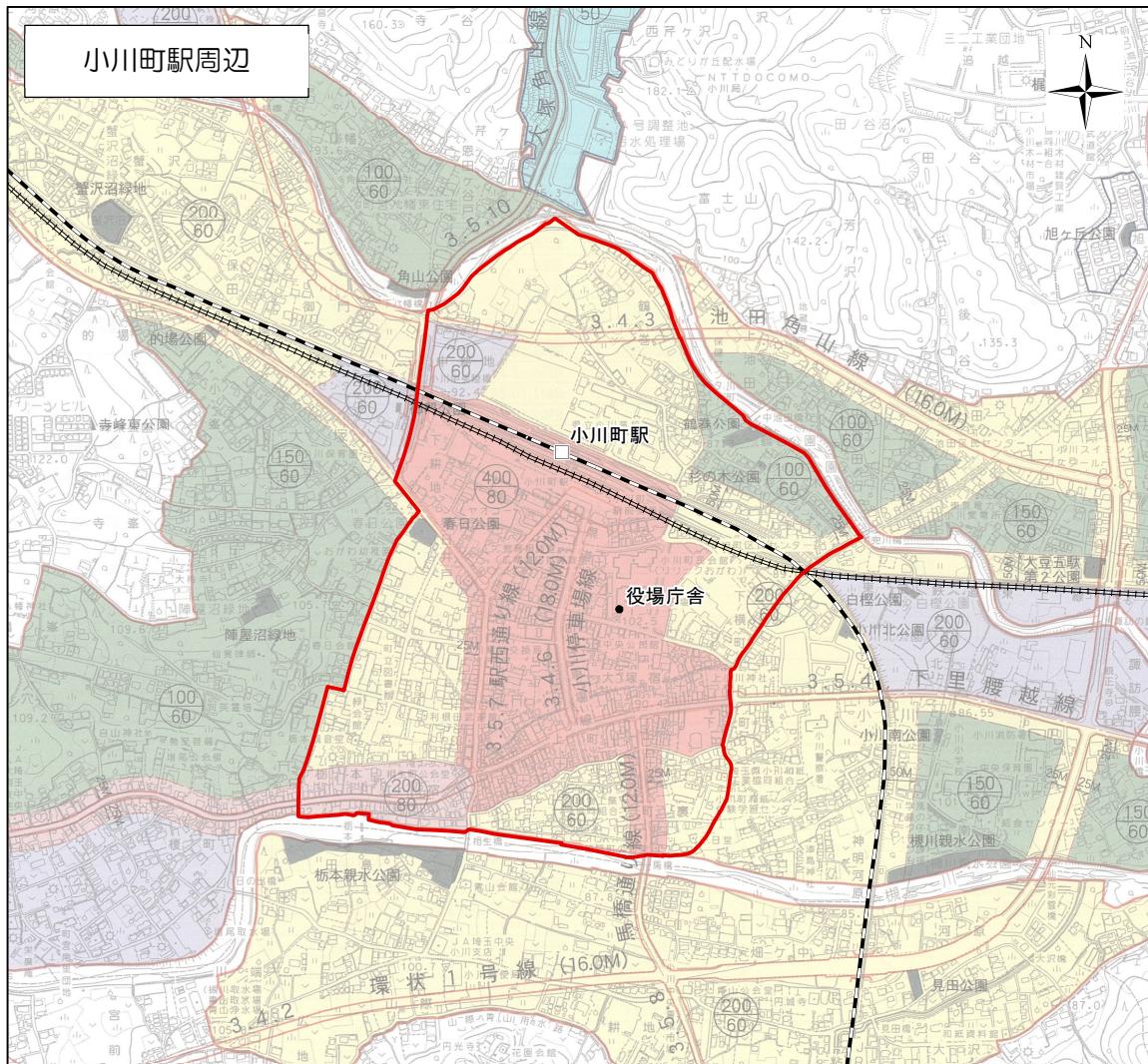


図 都市機能誘導区域の設定（全体イメージ）



0 125 250 500 750 (m)

 都市機能誘導区域

用途地域

第一種低層住居専用地域
第一種中高層住居専用地域

第二種低層住居専用地域	準住居地域	工業地域
第二種中高層住居専用地域	近隣商業地域	工業専用地域
第一種低層住居専用地域	第一種住居地域	商業地域
第一種中高層住居専用地域	第二種住居地域	準工業地域

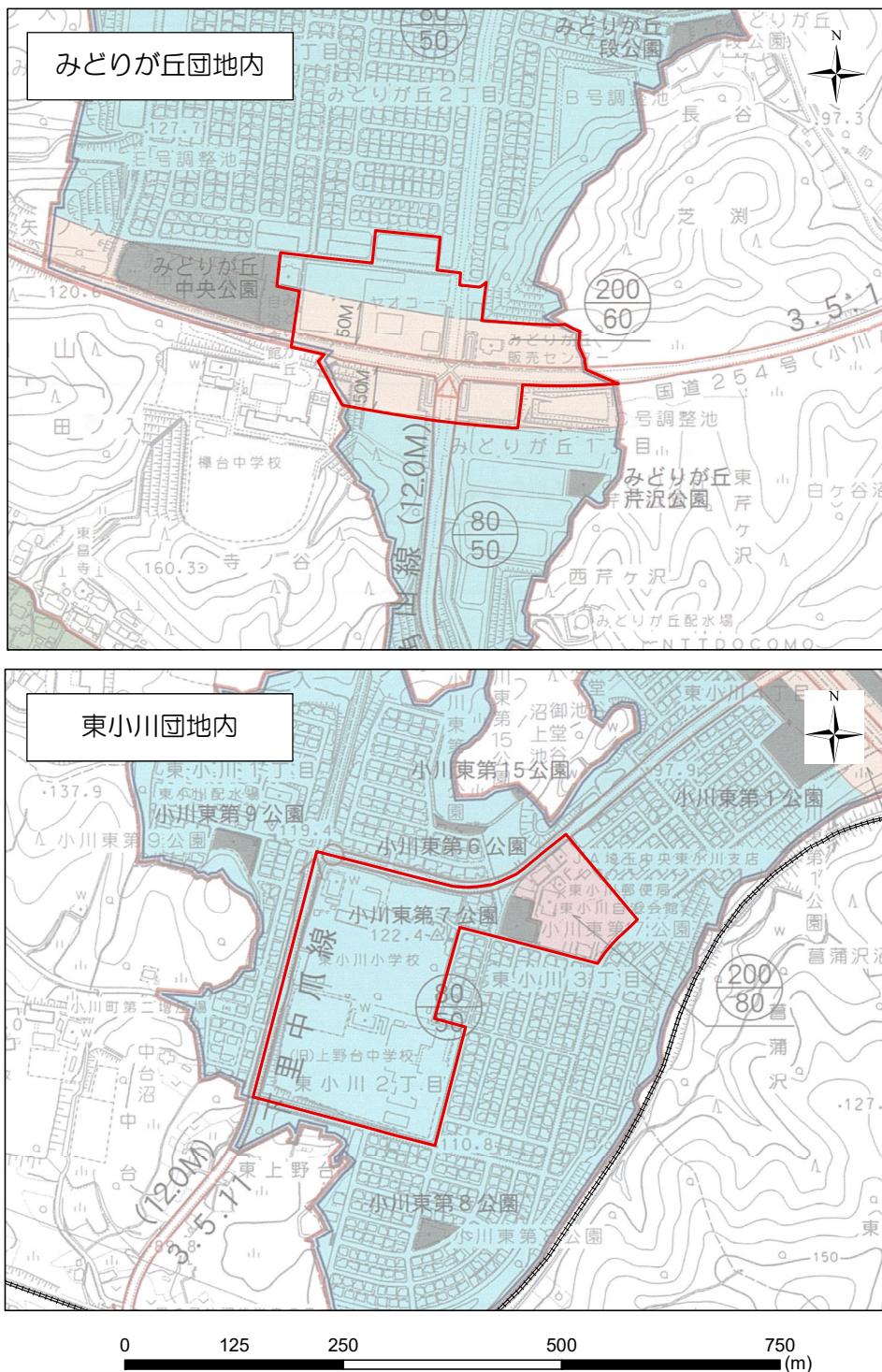
※上記区域内で土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域に指定されているエリアは、都市機能誘導区域から除外します。

※上記区域内の都市公園・都市緑地は、都市機能誘導区域から除外します。

※都市機能誘導区域に敷地の過半又は全部が含まれる場合には、「都市機能誘導区域に含まれる」と判定します。

※都市機能誘導区域の境界の詳細確認や、敷地が境界をまたぐ場合の届出の要・不要の確認は、都市政策課にお問い合わせください。

図 都市機能誘導区域（小川町駅周辺）の設定



■ 都市機能誘導区域	■ 第二種低層住居専用地域	■ 準住居地域	■ 工業地域
用途地域			
■ 第一種低層住居専用地域	■ 第二種中高層住居専用地域	■ 近隣商業地域	■ 工業専用地域
■ 第一種中高層住居専用地域	■ 第一種住居地域	■ 商業地域	
	■ 第二種住居地域	■ 準工業地域	

※上記区域内で土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域に指定されているエリアは、都市機能誘導区域から除外します。

※上記区域内の都市公園・都市緑地は、都市機能誘導区域から除外します。

※都市機能誘導区域に敷地の過半又は全部が含まれる場合には、「都市機能誘導区域に含まれる」と判定します。

※都市機能誘導区域の境界の詳細確認や、敷地が境界をまたぐ場合の届出の要・不要の確認は、都市政策課にお問い合わせください。

図 都市機能誘導区域（みどりが丘団地、東小川団地）の設定

2-3. 届出対象となる誘導施設

届出の対象となる誘導施設は、都市機能誘導区域3か所それぞれで以下のとおり定めています。

類型	誘導施設	要件	都市機能誘導区域		
			小川町駅周辺	みどりが丘団地内	東小川団地内
行政機能	町役場	地方自治法第4条	●		
文化機能	図書館	図書館法第2条	●		
	文化・地域交流センター	大きなホールや研修室等を備えた施設	●		
医療機能	診療所（内科又は外科 ^{※1} ）	医療法第1条の5	●	●	●
	診療所（小児科）	医療法第1条の5	●		
	診療所（分娩可能な産婦人科）	医療法第1条の5	●		
	診療所（歯科）	医療法第1条の5	●	●	●
商業機能	生鮮食品及び日用品を扱う大きなスーパーマーケット（店舗面積1000m ² 以上 ^{※2} ）	店舗面積 ^{※2} 1,000m ² 以上で、生鮮食料品及び日用品を扱う店舗が含まれる複合施設又は店舗面積 ^{※2} 1,000m ² 以上で、生鮮食料品及び日用品を扱う商業施設	●	●	
	食料品スーパーマーケット ^{※3} 等（店舗面積250m ² 以上）	店舗面積 ^{※2} 250m ² 以上で、生鮮食料品を扱う店舗が含まれる複合施設又は店舗面積 ^{※2} 250m ² 以上の食料品スーパーマーケット ^{※3}			●
金融機能	窓口を有する銀行・信用金庫等 ^{※4}	銀行法第2条第1項 信用金庫法第4条 労働金庫法第6条	●		
	郵便局・簡易郵便局	日本郵政株式会社法第2条 簡易郵便局法第7条	●	●	●
子育て支援機能	地域子育て支援拠点事業を担う施設	児童福祉法第6条の3第6項にもとづき町が実施する事業を担う施設	●		●
	保育園・認定こども園	児童福祉法第39条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条	●		●
教育機能	高等学校	学校教育法第1条	●		
高齢者福祉機能	地域包括支援センター	介護保険法第115条の46	●		
町内外交流機能	観光案内所	小川町観光協会が運営する観光案内所	●		
地域内交流機能	自治会館	都市機能誘導区域内で活動する自治会が保有する集会施設		●	●

※1：整形外科を含む

※2：大規模小売店舗立地法第2条第1項に規定される店舗面積

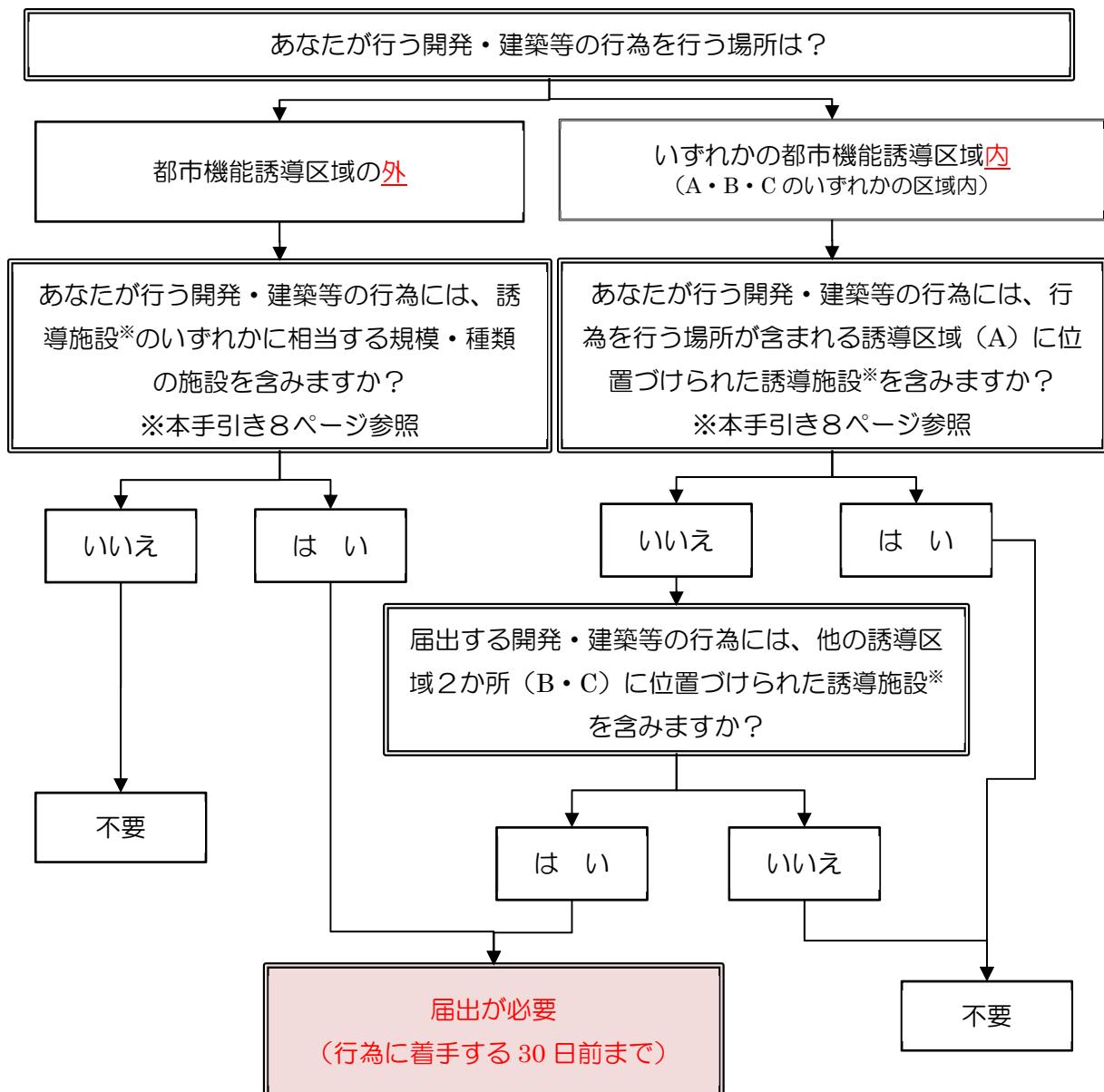
※3：取扱商品等のうち食が70%以上の事業所（商業統計調査 業務分類表より引用）

※4：農業従事者を中心顧客とするJAバンクは集落地域も含めて広く配置されることが望ましいことから対象外とする

2-4. 届出の要・不要の確認

以下の手順でご確認ください。不明な場合は、都市政策課にお問い合わせください。

なお、フローチャートを補足するため、開発・建築等の行為を行う場所が含まれる都市機能誘導区域を「A」、それ以外の2か所の都市機能誘導区域を「B・C」とした例示を付記します。



*ただし、食料品スーパー・マーケット等（店舗面積 250 m²以上）を含む行為を、小川町駅周辺の都市機能誘導区域で行う場合は、届出不要とします。

*以下の行為は、都市再生特別措置法（第108条）の規定により、届出不要です。

- (1)小川町立地適正化計画に記載された誘導施設を有する建築物で仮設のものの建築の用に供する目的で行う開発行為
- (2)上記(1)の誘導施設を有する建築物で仮設のものの新築
- (3)建築物を改築し、又はその用途を変更して上記(1)の誘導施設を有する建築物で仮設のものとする行為
- (4)非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- (5)都市計画事業の施行として行う行為又は都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設に関する都市計画に適合して行う行為

2-5. 届出に必要な書類

開発行為の場合

◆届出書 1部

・・・様式第18（都市再生特別措置法施行規則第52条第1項第1号関係）

◆添付図書 ①～③ 各1部

①位置図（当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（縮尺1/1,000以上））

②設計図（縮尺1/100以上）

③その他参考となる事項を記載した図書

〔求積図（上記図面で面積が確認できない場合）〕

〔委任状（代理人に委任する場合）〕

建築等行為の場合

◆届出書 1部

・・・様式第19（都市再生特別措置法施行規則第52条第1項第2号関係）

◆添付図書 ①～③ 各1部

①位置図（当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（縮尺1/1,000以上））

②配置図（敷地内における建築物の位置を表示する図面（縮尺1/100以上））

③建築物の2面以上の立面図、及び各階平面図（縮尺1/50以上）

④その他参考となる事項を記載した図面

〔求積図（上記図面で面積が確認できない場合）〕

〔委任状（代理人に委任する場合）〕

届出内容を変更する場合

◆届出書 1部

・・・様式第20（都市再生特別措置法施行規則第55条第1項関係）

◆添付図書 各1部

上記と同様

2-6. 届出の時期・提出先

届出の対象となる開発・建築等の行為に着手する30日前までに、町へ必要書類を提出してください。

提出先：小川町 都市政策課 （住所：小川町大字大塚55）

3. 誘導施設の休止・廃止に係る届出

3-1. 届出対象の行為

都市機能誘導区域内で、都市再生特別措置法第108条の2で定められている誘導施設の休止・廃止を行おうとする場合は、町への届出が必要となります。



3-2. 都市機能誘導区域の範囲

本手引き5～7ページをご覧ください。

3-3. 届出対象となる誘導施設

本手引き8ページをご覧ください。

3-4. 届出に必要な書類

休止・廃止する場合

◆届出書 1部

・・・様式第21（都市再生特別措置法施行規則第55条の2関係）

◆添付図書 1部

○位置図（当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（縮尺1/1,000以上））

3-5. 届出の時期・提出先

届出の対象となる誘導施設を休止・廃止する30日前までに、町へ必要書類を提出してください。

提出先：小川町 都市政策課（住所：小川町大字大塚55）

4. 住宅に係る届出

4-1. 届出対象の行為

居住誘導区域外で、都市再生特別措置法第 88 条で定められている以下の行為を行おうとする場合は、町への届出が必要となります。

■開発行為

- ① 3戸以上の住宅の建築を目的とする

開発行為

- ② 1戸又は2戸の住宅の建築を目的とする開発行為で、その敷地の規模が 1,000 m²以上のもの



■建築等行為

- ① 3戸以上の住宅を新築しようとする場合

- ② 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合



※開発行為：主として建築物の建築又は特定工作物の建設の要に供する目的での土地の区画形質の変更

※住宅：戸建て住宅、共同住宅及び長屋住宅等

4-2. 居住誘導区域の範囲

小川町駅周辺、みどりが丘団地、東小川団地の3か所で設定しています。

居住誘導区域に敷地の過半又は全部が含まれる場合には、「居住誘導区域に含まれる」と判定します。

居住誘導区域の境界の詳細確認や、敷地が境界をまたぐ場合の届出の要・不要の確認は、都市政策課にお問い合わせください。

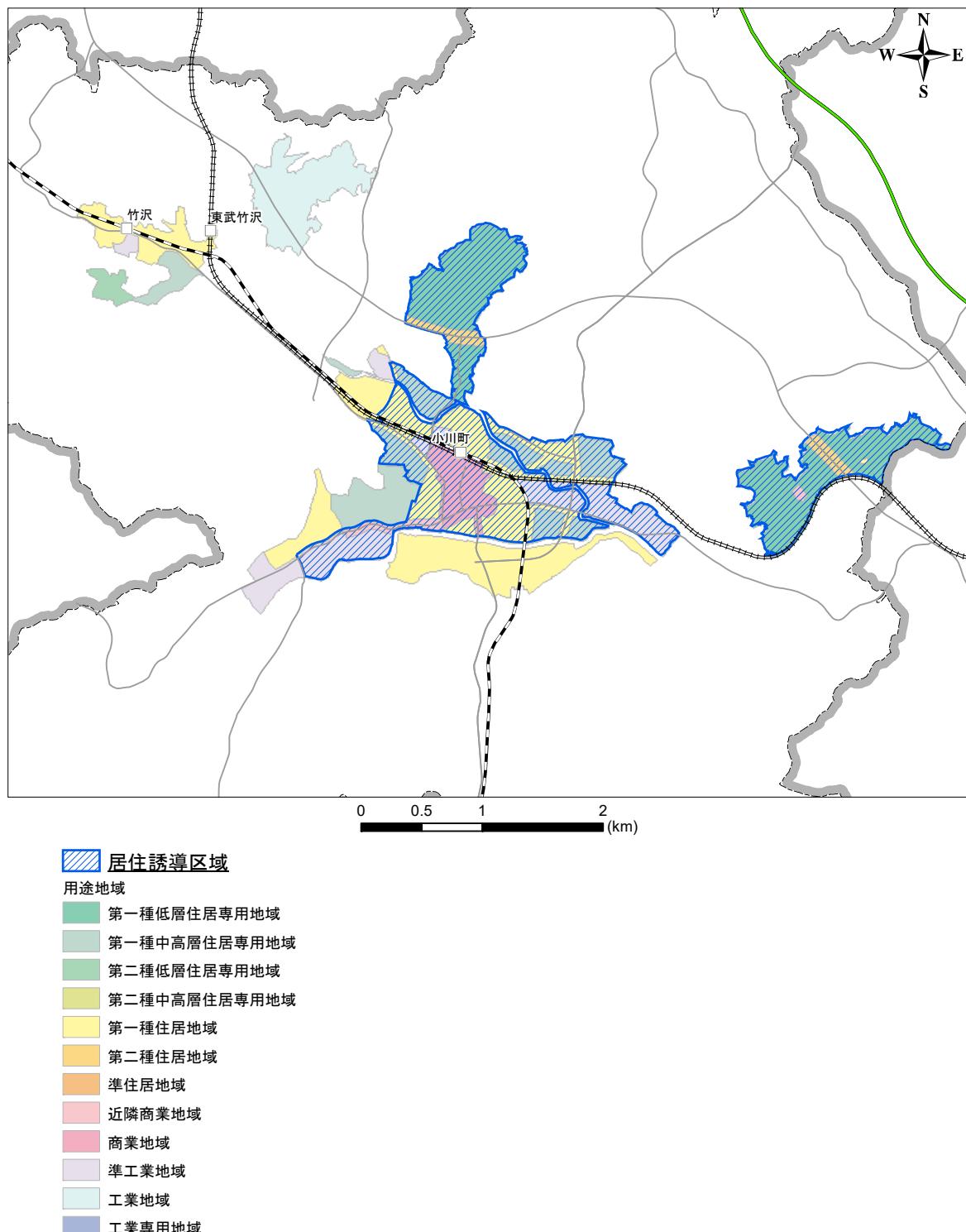
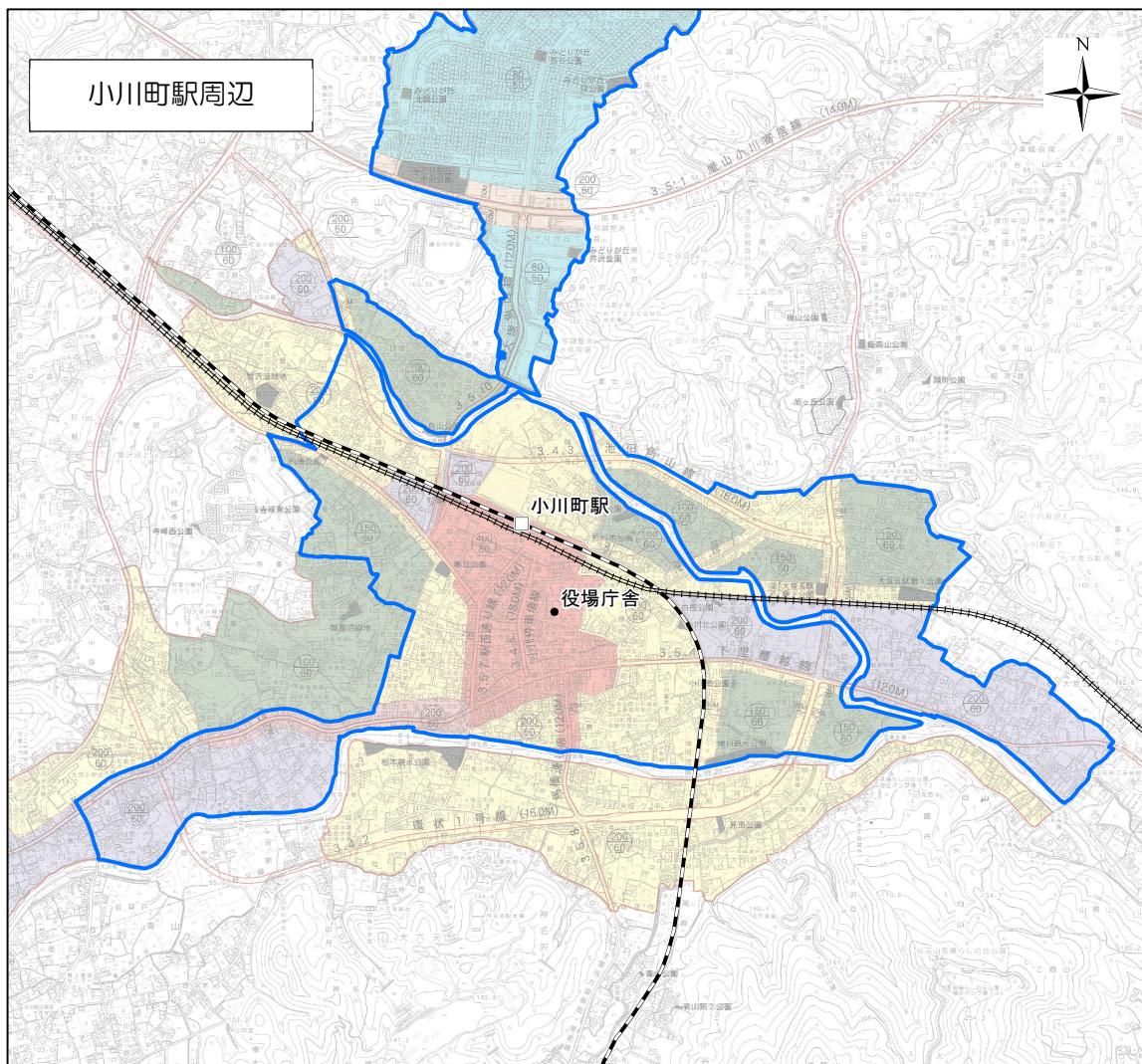


図 居住誘導区域の設定（全体イメージ）



0 250 500 1,000
(m)

 <u>居住誘導区域</u>	 第二種低層住居専用地域	 準住居地域	 工業地域
用途地域	第二種中高層住居専用地域	近隣商業地域	工業専用地域
 第一種低層住居専用地域	 第一種住居地域	 商業地域	
 第一種中高層住居専用地域	 第二種住居地域	 準工業地域	

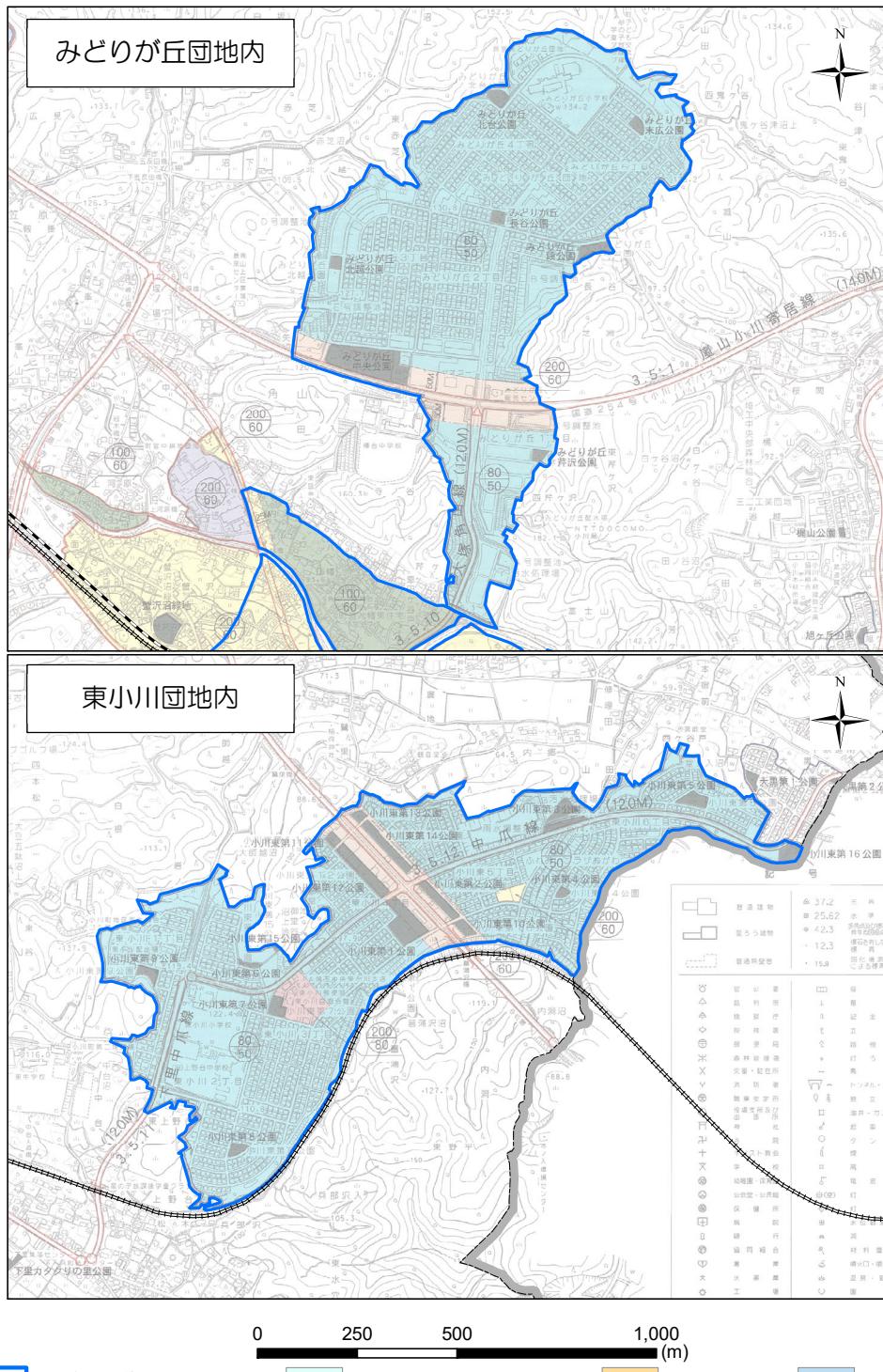
※上記区域内で土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域に指定されているエリアは、居住誘導区域から除外します。

※上記区域内の都市公園・都市緑地、保安林、調整は、居住誘導区域から除外します。

※居住誘導区域に敷地の過半又は全部が含まれる場合には、「居住誘導区域に含まれる」と判定します。

※居住誘導区域の境界の詳細確認や、敷地が境界をまたぐ場合の届出の要・不要の確認は、都市政策課にお問い合わせください。

図 居住誘導区域の設定（小川町駅周辺）

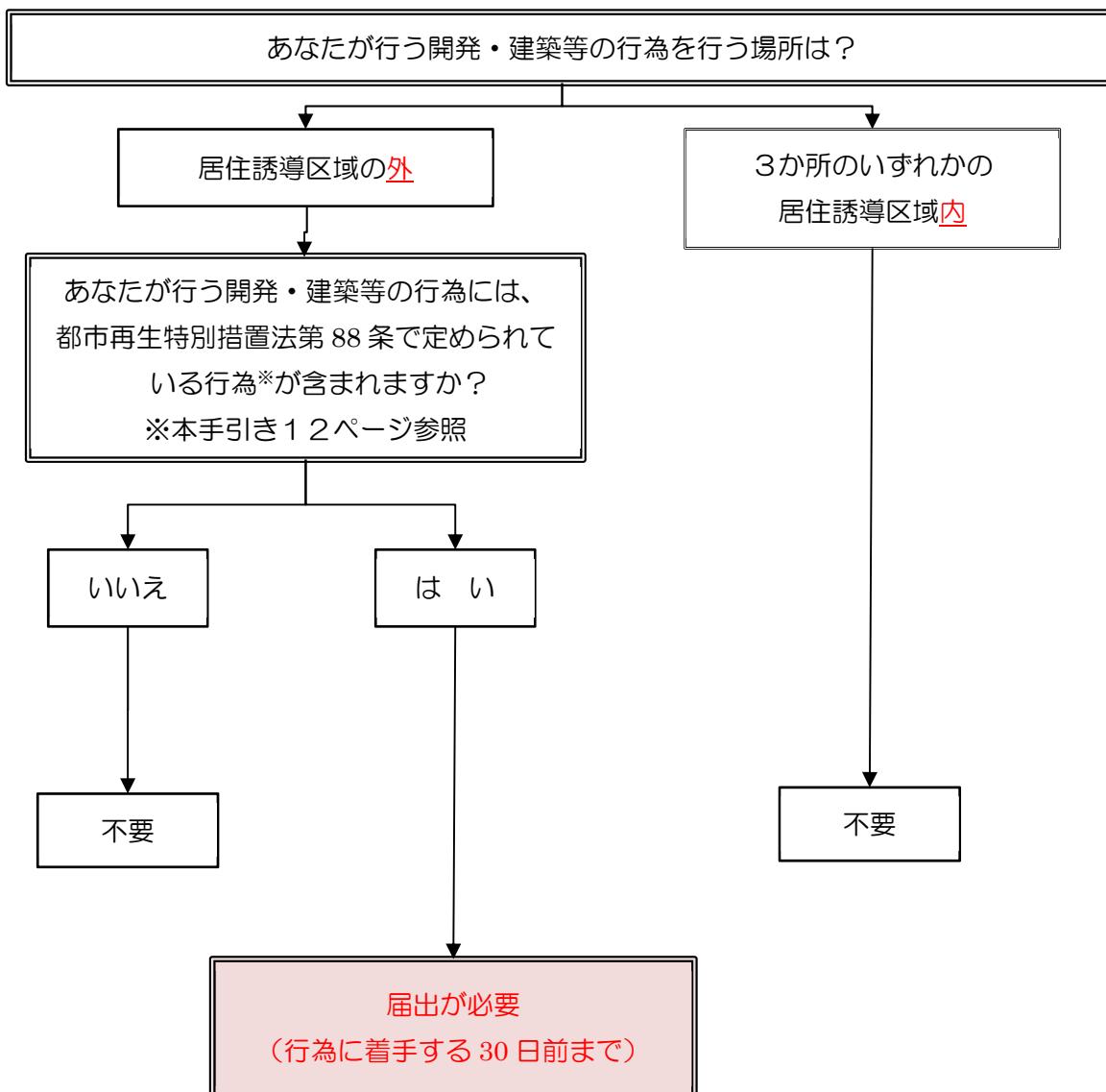


- ※上記区域内で土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域に指定されているエリアは、居住誘導区域から除外します。
- ※上記区域内の都市公園・都市緑地、保安林、調整は、居住誘導区域から除外します。
- ※居住誘導区域に敷地の過半又は全部が含まれる場合には、「居住誘導区域に含まれる」と判定します。
- ※居住誘導区域の境界の詳細確認や、敷地が境界をまたぐ場合の届出の要・不要の確認は、都市政策課にお問い合わせください。

図 居住誘導区域の設定（みどりが丘団地、東小川団地）

4-3. 届出の要・不要の確認

以下の手順でご確認ください。不明な場合は、都市政策課にお問い合わせください。



※以下の行為は、都市再生特別措置法（第88条）の規定により、届出不要です。

- (1)住宅等で仮設のもの又は農林漁業を営むものの居住の用に供するものの建築の用に供する目的で行う開発行為
- (2)上記(1)の住宅等の新築
- (3)建築物を改築し、又はその用途を変更して上記(1)の住宅等とする行為
- (4)非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- (5)都市計画事業の施行として行う行為又は都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設に関する都市計画に適合して行う行為

4-4. 届出に必要な書類

開発行為の場合

◆届出書 1部

・・・様式第10（都市再生特別措置法施行規則第35条第1項第1号関係）

◆添付図書 ①～③ 各1部

①位置図（当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（縮尺1/1,000以上））

②設計図（縮尺1/100以上）

③その他参考となる事項を記載した図書

〔求積図（上記図面で面積が確認できない場合）〕

〔委任状（代理人に委任する場合）〕

建築等行為の場合

◆届出書 1部

・・・様式第11（都市再生特別措置法施行規則第35条第1項第2号関係）

◆添付図書 ①～④ 各1部

①位置図（当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（縮尺1/1,000以上））

②配置図（敷地内における建築物の位置を表示する図面（縮尺1/100以上））

③建築物の2面以上の立面図、及び各階平面図（縮尺1/50以上）

④その他参考となる事項を記載した図面

〔求積図（上記図面で面積が確認できない場合）〕

〔委任状（代理人に委任する場合）〕

届出内容を変更する場合

◆届出書 1部

・・・様式第12（都市再生特別措置法施行規則第38条第1項関係）

◆添付図書 各1部

上記と同様

4-5. 届出の時期・提出先

届出の対象となる開発・建築等の行為に着手する30日前までに、町へ必要書類を提出してください。

提出先：小川町 都市政策課 （住所：小川町大字大塚55）

5. 様式 記載例

記載例

開発行為届出書

様式第18（第52条第1項第1号関係）

届出日を記入
※着手日の30日前まで

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

令和2年 5月 1日

（あて先）小川町長

届出者住所 小川町 ●● ●丁目 ●-●

氏名 株式会社●●●●

代表 ●● ●●

印

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	小川町 ●● ●丁目 ●●番● ※地番を記入
	2 開 発 区 域 の 面 積	2,500 平方メートル
	3 建 築 物 の 用 途	生鮮食品及び日用品を扱う大きなスーパー マーケット（店舗面積1,500 m ² ） ※6ページ「届出対象となる誘導施設」を参考に記入
	4 工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	令和2年 7月 1日
	5 工 事 の 完 了 予 定 年 月 日	令和3年 3月 1日
	6 そ の 他 必 要 な 事 項	※誘導施設以外の用途がある場合の用途・面積、代理人連絡先等があれば必要に応じて記載

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

記載例

様式第19 (第52条第1項第2号関係)

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、 誘導施設を有する建築物の新築		該当するものを選ぶ
建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為 について、下記により届け出ます。		
令和2年 5月 1日 届出日を記入 ※着手日の30日前まで		
(あて先) 小川町長		
届出者住所 小川町 ●● ●丁目 ●一●		
氏名 株式会社●●●●		
代表 ●● ●● 印		
1 建築物を新築しようとする土地又は改築 若しくは用途の変更をしようとする建築物 の存する土地の所在、地番、地目及び面積	土地の所在: 小川町 ●● ●丁目●●番● ※地番を記入 地目: 宅地 面積: 2,500 m ²	
2 新築しようとする建築物又は改築若しく は用途の変更後の建築物の用途	生鮮食品及び日用品を扱う大きなスーパーマ ーケット (店舗面積 1,500 m ²) ※6ページ「届出対象となる誘導施設」を参考に記入	
3 改築又は用途の変更をしようとする場合 は既存の建築物の用途		
4 その他必要な事項	着手予定日: 令和2年7月1日 完了予定日: 令和3年3月1日 ※上記以外に、誘導施設以外の用途がある場合の用途・面積、 代理人連絡先等があれば必要に応じて記載	

- 注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

行為の変更届出書

届出日を記入
※着手日の30日前まで

令和2年 6月 1日

（あて先）小川町長

届出者住所 小川町 ●● ●丁目 ●-●

氏名 株式会社●●●●

代表 ●● ●●

印

都市再生特別措置法第108条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日 令和2年 5月 1日

2 変更の内容

開発区域の面積の変更 : 2,500 m² → 2,300 m²

工事の着手予定年月日の変更 : 令和2年7月1日 → 令和2年8月1日

3 変更部分に係る行為の着手予定日 令和2年 8月 1日

4 変更部分に係る行為の完了予定日 令和3年 3月 1日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

3 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

誘導施設の休廃止届出書

届出日を記入
※休止・廃止の30日前まで

令和2年 5月 1日

(あて先) 小川町長

届出者住所 小川町 ●● ●丁目 ●一●

氏名 株式会社●●●●

代表 ●● ●●

印

都市再生特別措置法第108条の2第1項の規定に基づき、誘導施設の（休止・廃止）について、下記により届け出ます。

該当するものを選ぶ

記

1 休止（廃止）しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地

名称：スーパー●●

用途：生鮮食品及び日用品を扱う大きなスーパーマーケット（店舗面積1,500m²）

所在地：小川町 ●● ●丁目 ●一●

2 休止（廃止）しようとする年月日 令和2年 7月 1日

3 休止しようとする場合にあっては、その期間

4 休止（廃止）に伴う措置

（1）休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途

（2）休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項

令和2年9月から除却工事を予定

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

3 4（2）欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入すること。

開発行為届出書

都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

令和2年 5月 1日

（あて先）小川町長

届出者住所 小川町 ●● ●丁目 ●一●

氏名 株式会社●●●●

代表 ●● ●●

印

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	小川町 ●● ●丁目 ●●番● ※地番を記入
	2 開 発 区 域 の 面 積	1,500 平方メートル
	3 住 宅 等 の 用 途	戸建ての住宅
	4 工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	令和2年 7月 1日
	5 工 事 の 完 了 予 定 年 月 日	令和3年 3月 1日
	6 そ の 他 必 要 な 事 項	住宅用地区画数：10区画 ※上記以外に、代理人連絡先等があれば必要に応じて記載

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

記載例

様式第11 (第35条第1項第2号関係)

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、 住宅等の新築		該当するものを選ぶ
建築物を改築して住宅等とする行為 建築物の用途を変更して住宅等とする行為		
について、下記により届け出ます。		
令和2年 5月 1日		届出日を記入 ※着手日の30日前まで
(あて先) 小川町長		
届出者住所 小川町 ●● ●丁目 ●-●		
氏名 株式会社●●●●		
代表 ●● ●● 印		
1 住宅等を新築しようとする土地又は改築 若しくは用途の変更をしようとする建築物 の存する土地の所在、地番、地目及び面積	土地の所在：小川町 ●● ●丁目●●番● ※地番を記入 地目：宅地 面積：900 m ²	
2 新築しようとする住宅等又は改築若しく は用途の変更後の住宅等の用途	戸建ての住宅	
3 改築又は用途の変更をしようとする場合 は既存の建築物の用途		
4 その他必要な事項	着手予定日：令和2年7月1日 完了予定日：令和3年3月1日 住宅戸数：9戸 ※上記以外に、代理人連絡先等があれば必要に応じて記載	

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

行為の変更届出書

届出日を記入
※着手日の30日前まで

令和2年 6月 1日

(あて先) 小川町長

届出者住所 小川町 ●● ●丁目 ●-●

氏名 株式会社●●●●

代表 ●● ●●

印

都市再生特別措置法第88条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日 令和2年 5月 1日

2 変更の内容

住宅用地区画数の変更 : 10区画 → 12区画

工事の着手予定年月日の変更 : 令和2年7月1日 → 令和2年8月1日

3 変更部分に係る行為の着手予定日 令和2年 8月 1日

4 変更部分に係る行為の完了予定日 令和3年 3月 1日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

3 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。